| | | | |
|---|---|---|---|
| 売却区分番号 | ２２９－２ | | |
| 見積価額 | ￥1，９２４，０００ | 公売保証金 | ￥２００，０００ |
| 見積価額内訳 | 財産１　￥９２１，０００<br>財産２　￥６２，０００<br>財産３　￥６７，０００<br>財産４　￥８７４，０００ | | |
| 財産の表示 | １　所在　秋田県秋田市新屋町字新町後<br>地番　２６２番５<br>地目　宅地<br>地積　159.00 平方メートル<br><br>２　所在　秋田県秋田市新屋町字新町後<br>地番　２６２番６<br>地目　公衆用道路<br>地積　106 平方メートル<br>持分　3 分の 1<br><br>３　所在　秋田県秋田市新屋町字新町後<br>地番　２６２番７<br>地目　公衆用道路<br>地積　115 平方メートル<br>持分　3 分の 1<br><br>４　所在　秋田県秋田市新屋町字新町後２６２番地５<br>家屋番号　２６２番５<br>種類　居宅<br>構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建<br>床面積　1 階 51.54 平方メートル<br>2 階 40.57 平方メートル<br>以上登記簿による表示 | | |
| 公法上の規制 | 市街化区域<br>第一種中高層住居専用地域<br>建築基準法２２条指定区域<br>宅地造成等工事規制区域<br>立地適正化計画区域（居住誘導区域外）<br>建ぺい率　60%　容積率　200% | | |
| 接道状況 | ・財産１の西側<br>幅員約４．０メートルの舗装私道（財産２及び３、建築基準法上の道路ではない）<br>ほぼ等高接面<br>・財産２及び３の北側<br>幅員約５．８メートルの舗装市道　ほぼ等高接面 | | |
| 地盤・地勢 | おおむね平坦ではあるが、財産２及び３については南側が高い緩傾斜となってい | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 売却区分番号 | ２２９－２ | | |
| 見積価額 | ￥1，９２４，０００ | 公売保証金 | ￥２００，０００ |
| | る。 | | |
| 使用状況等 | ・財産１<br>財産４の敷地として使用<br>・財産２及び３<br>接面する宅地所有者等の通行の用に供されている共用私道（舗装）である。<br>・財産４<br>平成１４年６月１日新築（登記簿による）<br>従前は居住用として使用されていたが、現在は使用されていないものと認められる。 | | |
| 特記事項 | 関係者から、公売財産所在地において居住者の自殺が発生したとの情報を聴取している。<br>北側隣接地に、携帯電話通信事業者の通信施設（電波塔）が存在する。<br>・財産１<br>上下水道あり（下水道については第三者私設管から分岐）<br>都市ガスなし<br>カーポートあり<br>件外財産である、土地への定着性を有しない仮設施設（外観上プレハブ様、約２１．８平方メートル（仙台国税局職員による概測））及び簡易な仮設構造物（内部未確認）が存在する。<br>再建築の際には、秋田市建築指導課と事前協議が必要である。<br>・財産２及び３<br>建築基準法上の位置指定道路ではない。<br>北側市道の上下水管本管から分岐する私設管が埋設されている。<br>内水浸水想定区域（北側一部で０．０３から１．００メートル未満）<br>・財産４<br>増築部分（約８．０平方メートル（仙台国税局職員による概測））あり<br>家具、家電製品その他の動産が残置されている。<br>２階の一部において、床の傾斜が認められる。 | | |
| 住居表示等 | 秋田県秋田市新屋町字新町後２６２番地５ | | |
| 最寄駅等 | ＪＲ（東日本） 羽越本線 新屋駅 から北西方約２．０キロメートル（道路距離） | | |
| その他事項 | 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。 | | |
| 留意事項 | 公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。<br>１　公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。<br>２　公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。<br>３　執行機関（国）は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。<br>４　土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 売却区分番号 | ２２９－２ | | |
| 見　積　価　額 | ￥1，９２４，０００ | 公売保証金 | ￥２００，０００ |
| | 所有者とそれぞれ協議してください。<br>５　土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。<br><br>なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む）があるものについては、国税徴収法第 89 条第３項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。 | | |

| 売却区分番号 | ２２９－２ |
|---|---|

仙台国税局　公売財産
売却区分番号　229－2




仙台国税局　公売財産
売却区分番号　229－2



| 売却区分番号 | ２２９－２ |
|---|---|

仙台国税局　公売財産
売却区分番号　229－2




南西側から撮影

仙台国税局　公売財産
売却区分番号　229－2




南東側から撮影

・土地境界を示す枠線は目安です
・画像に写り込んでいる動産は公売財産に含みません

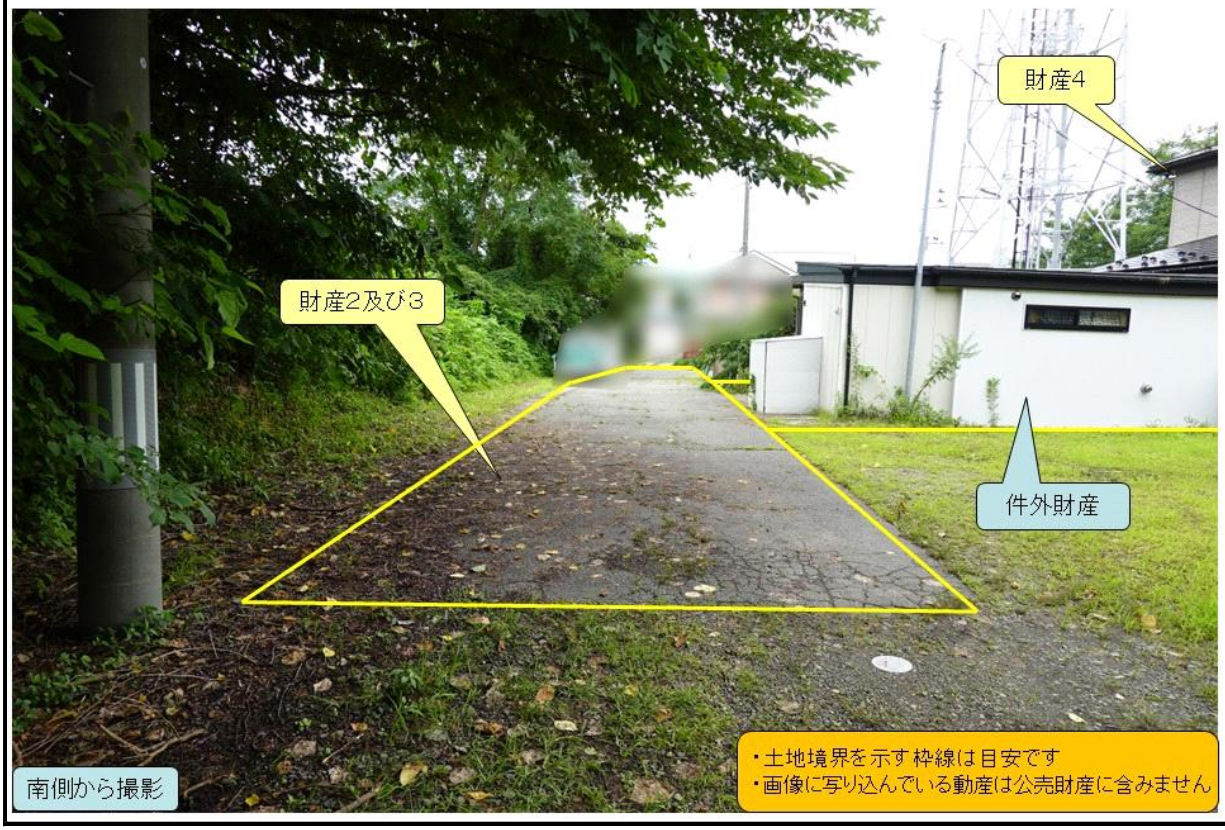
| 売却区分番号 | ２２９－２ |
|---|---|

仙台国税局　公売財産
売却区分番号　229－2




北側から撮影

仙台国税局　公売財産
売却区分番号　229－2




南側から撮影

| 売却区分番号 | ２２９－２ |
|---|---|

仙台国税局　公売財産
売却区分番号　229－2


玄関付近


１階部屋


台所付近1


台所付近2

・画像に写り込んでいる動産は公売財産に含みません

仙台国税局　公売財産
売却区分番号　229－2


洗面所


浴室


１階収納スペース


階段

・画像に写り込んでいる動産は公売財産に含みません

| 売却区分番号 | ２２９－２ |
|---|---|

仙台国税局　公売財産
売却区分番号　229－2



2階部屋１－１



2階部屋１－２



2階部屋２－１



2階部屋２－２

・画像に写り込んでいる動産は公売財産に含みません

仙台国税局　公売財産
売却区分番号　229－2





【参考】件外仮設施設の外観及び内部





・画像に写り込んでいる動産は公売財産に含みません

| 売却区分番号 | ２２９－２ |
|---|---|

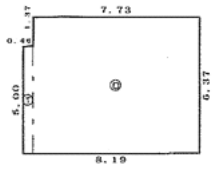

仙台国税局　公売財産
売却区分番号　229－2
対象財産
この付近
500 m
新屋駅
地理院地図Vector版を加工して作成
新町後
対象財産
この付近
支援学校
50 m
地理院地図Vector版を加工して作成
仙台国税局　公売財産
売却区分番号　229－2
公図写し
別図
国有地
228-16
228-12
228-9
228-10
(217-2+217-4+217-5+217-6+217-8+217-9+217-10+217-11)
263-42
地区外
道
262-3
262-2
262-4
266-2
266-1
285-4
285-3
285-9
285-10
285-11
285-12
285-13
285-14
278-5
285-2
285-1
278-50
拡縮等加工を行っています

| 売却区分番号 | ２２９－２ |
|---|---|

仙台国税局 公売財産
売却区分番号 229－2

各階平面図写し

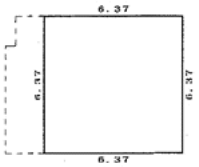
1 階




求 積 表

| | | | |
|---|---|---|---|
| ㋐ | 5.00 × 0.46 = | 2.3000 |
| ㋑ | 6.37 × 7.73 = | 49.2401 |
| 合 計 | | 51.5401 |
| 床面積 | | 51.54 ㎡ |

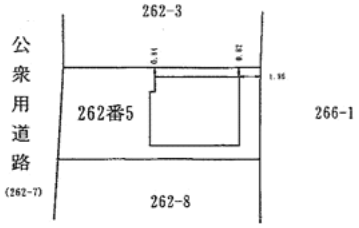
2 階




求 積 表

| | | |
|---|---|---|
| 6.37 × 6.37 = | 40.5769 |
| | 40.5769 |
| 床面積 | 40.57 ㎡ |

建物図面写し




拡縮等加工を行っています